

吉野川市農業委員会総会議事録  
(令和6年10月)

1. 開催日時 令和6年10月25日(金)  
午後1時30分から午後1時53分まで

2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室

3. 出席委員 17人

会長	3番	真相 広也
会長職務代理者	6番	山口 博史
副会長	13番	近藤 清夫
	15番	松本 武夫

委員

1番	大塚 春幸	2番	藤本 敏夫	3番	真相 広也	4番	久保さとみ
5番	安部 健司	6番	山口 博史	7番	芝高 敏雄	8番	河野 隆義
9番	南園 恵志	10番	川端 武夫	11番	原田 正昭	12番	藤川 利文
13番	近藤 清	14番	原 博一	15番	松本 武夫	16番	阿部 芳浩
17番	江本 康治	18番	瀬尾 誠悟	19番	大久保光江		

4. 欠席委員 2人 (2番 藤本敏夫 5番 安部健司)

5. 農地利用最適化推進委員 (出席委員 14人)

1区	遠藤予志郎・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・天満茂樹
5区	鎌倉英章	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	楮山富行・天野宣正		

欠席委員 2人 (山口泰範 吉田健)

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第3 議第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第4 報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について
- 第5 報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 尾西稔生  
局長補佐 原田裕充  
事務主任 西岡りさ

8. 議事進行

事務局

それでは、ただ今から、令和6年10月吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は、2番 藤本委員、5番 安部委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は、19名中17名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員14名にも出席いただいております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、真相会長にお願い致します。

会 長  
議 長

(会長挨拶)

まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議 長

異議なしということでございますので、14番 原委員、16番 阿部委員に、議事録署名をお願い致します。

本日の定例会に出ております議案は、  
議第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
報告事項(1) 農地の転用事実に関する照会について  
報告事項(2) 農地法第18条第6項の規定による通知について  
でございます。

議 長

議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある議案番号のみの意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

議 長

それでは、議第31号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

議 長 　　まず最初に、1番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　　議案書1項をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料1です。

申請地の所在は川島町学字北久保で、地目は台帳が畑、現況は田、面積は1,026㎡です。

申請地は、以前から所有者の兄弟である譲受人が借り受けて耕作しており、贈与後も米作りを続けるそうです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、19番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番 　　19番、大久保です。いま、事務局から説明があったとおりでございます。何ら問題はないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第31号1番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 　　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第31号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 　　異議なしということでございますので、議第31号1番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 　　続きまして、2番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　　2番でございます。位置図については、資料2です。

申請地の所在は川島町学字吉本で、地目は台帳、現況共に田、面積は398㎡です。

譲渡人は、県外へ引っ越し、申請地の管理が困難になるため、譲受人へ売却することになったとのことです。

この案件は、先月に許可申請がりましたが、申請地を購入予定の法人が所有する複数の農地が作付けされていない状況で放置されていることから、一旦保留とし、提出された耕作計画の実施状況を

見て今月判断することになっていたのでございます。

今後の耕作計画の内、一部の農地で今月ほうれん草の播種をすることになっておりましたので、状況を確認したところ、実際に種がまかれており、その他の農地では来年3月以降にほうれん草、インゲン、シキミ、レモンの作付け予定となっております。

現時点では、まだ作付けされていない農地がある状態ですが、耕作する計画は提出されており、それ以外の許可要件は満たしていると考えられます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります19番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番 　19番、大久保です。内容については事務局から説明があったとおりです。播種予定の農地にはホウレン草の種は確かに蒔かれております。農作物によって作付けの時期もありますので、外の農地に関しましても必ず計画どおりに作付けするように念を押した上で、許可してもいいかと思えます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、説明がございました議第31号2番の売買による所有権移転につきましては、担当委員から、耕作計画を遵守することを条件として、要件を満たしていると判断し、許可してはどうかと意見が出ました。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第31号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 　異議なしということでございますので、議第31号2番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして、議第32号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議長 　それでは、1番の賃貸借権の設定による駐車場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　議案書2頁をご覧ください。

1番でございます。位置図については資料3です。

申請地の所在は、鴨島町喜来字乗島で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は2,040㎡のうち248㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

申請地は、農地ではありますが、転用許可を得ることなく、一部が駐車場として整備されています。

この案件は、先月、始末書を添付して許可申請がりましたが、許可前にもかかわらず、現地確認時にも車両が駐車されており、二度とこのようなことにならないよう、本当に反省しているのか状況を確認するために許可を見送り、保留とされていたものです。

所有者の家族は申請地の隣地で食品加工会社を営んでいます、会社の敷地が狭く、安全性の問題から同敷地内の車両を別の場所に駐車したいと経営者である父親から相談を受け、農地法をよく理解していなかったため、申請地の一部を駐車場に無断で転用してしまったとのことです。

今回の申請内容は、所有者の農地の一部を父が経営する法人に賃貸し、来客及び従業員用の駐車場に転用するものです。

転用の内容は、農地との境界にコンクリート擁壁を設け、上土を5cm程度削り、砕石を入れ、締め固めて高さを合わせます。給排水はなく、雨水は地下浸透させるので周辺農地に影響は無いと思われれます。

その他関係書類は添付されております。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 続きます、担当委員であります、1番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1番 1番、大塚です。先般保留となっていた農地の転用許可でございます。先月の現地確認後の面談以降は駐車場としての利用を控えており、農地法をよく理解しておらず迷惑をかけたと反省しておりますので、今後はこのようなこともないと思います。許可やむを得ないかと考えます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、1番の賃貸借権の設定による駐車場のための転用申請につきまして、担当委員から許可やむを得ないのではないかと意見が出ました。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第32号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第32号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 次に、  
報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について  
報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について  
事務局より報告を求めます。

事務局

○報告事項（１）農地の転用事実に関する照会について、をご報告致します。

この件につきましては、土地の所有者等が法務局に対して地目変更登記を申請し、その処理のため、登記官より農業委員会へ照会文書を発送するもので、照会を受けた日から２週間以内に回答するものであります。

議案書の３頁をご覧ください。

１番でございます。位置図については、資料４です。

照会地の所在は、鴨島町西麻植字東禅寺、地目は、台帳、現況共に畑、面積は８３７㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、既に山林化しており、農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和６年９月１３日付けで回答したものでございます。

２番でございます。位置図については、資料５です。

照会地の所在は、山川町川田、地目は、台帳が田、現況が宅地、面積は４１㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、コンクリート塀で囲まれた宅地の一部として利用されており、農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和６年９月１３日付けで回答したものでございます。

３番でございます。３筆でございます。位置図については、資料６です。

照会地の所在は、川島町学字樋口、地目は、台帳、現況共に畑、合計面積は１、５７０㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、既に山林化しており、農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和６年９月２４日付けで回答したものでございます。

４番でございます。位置図については、資料７です。

照会地の所在は、美郷字重野尾、地目は、台帳、現況共に畑、面積は６１３㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、斜面に位置しており、農地として利用することは困難な状態であることを確認致しましたので、令和６年１０月７日付けで回答したものでございます。

○報告事項（２）農地法第１８条第６項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の４頁から５頁をご覧ください。

今回ご報告致します件数は、利用権設定の使用貸借権の合意解約が７件１１筆、賃貸借権の合意解約が１件３筆、残存小作権の賃貸借権の合意解約１件３筆でございます。

以上でございます。

議長

報告事項（１）から（２）につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局

- 12月総会、市への政策提言、懇親会について
- 農業委員、農地利用最適化推進委員の選挙運動について
- 農業委員、農地利用最適化推進委員を対象とする県知事感謝状の授与候補者の推薦について
- 農業委員、農地利用最適化推進委員の活動記録の提出について
- 農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会について

議長

それでは、本総会の議案の審議については、全てが終了しました。委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。

閉会 (終了時刻 午後1時53分)

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和 年 月 日

議長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記